

743 法学会主催懸賞刑法討論会及び入選者

〔『法学新報』第33卷3(375)号 大正12年3月3日〕

○法学会主催懸賞刑法討論会及入選者 法学会主催の刑法懸

賞討論会は旧暦十二月十日(日曜)午後一時より中央大学第十一号講堂に於て開催せり定刻に先ち既に聴衆堂に溢れ真に立錐の余地なし法学博士泉二新熊氏の審判席に着席さるるや委員に依りて開会の辞は陳べられ課題『他人名義の電報を発し電信為替の送付を受け郵便局より其の金額を受領せる者の処分』に付き各大学より選ばれたる論士は学説に判例に何れも該博なる研究を披瀝し滔々論難討議を交へたり終つて法学士草野豹一郎氏の本問に関する有益なる講演及び泉二博士の概括的講評あり拍子裏に閉会せり時將に五時尚ほ関係者一同晚餐を共にし茲に全く終る尚ほ当日入選の栄を贏ち得たる諸君は一等中央大学鄭恒恭、二等明治大学山下房藏、同中央大学橋高邦香、三等早稲田大学太田金次郎、同明治大学居森義治、同中央大学原俊太郎の諸君なりき今左に当日の鄭君の論旨概要を叙述せん

論者は先づ断定を下して曰く「連続の文書偽造行使に依る

詐欺罪の牽連犯として刑法第五十四条後段適用の結果左の区別に従ひ処断すべきものとす（一）電報の作成名義（打電者としての名義）か公務所又は公務員にして其の電報か之等の者の職務上発すべきものなるときは刑法第百五十五条第一項に依り（二）電報の作成名義が一私人なるときは刑法第二百四十六条第一項に依て処分すべきものなり」と断じ更に本問を便宜上、下の如く仮定具体化して解説せり即ち「甲者が乙者名義にて送金旨趣の電報を丙者に対し發し丙者は此の電報に基きて乙者宛の電信為替を送附したるに之を待合せたる甲者が其電信為替の証書を受けて郵便局より為替金を取立受領したる場合の处分如何」と、又転して本論に進んでは之を（一）電報送達の法律關係並に其の送達に依る欺罔行為の性質（二）被欺罔者丙（即受信者たる電信為替差出人）と郵便局との法律關係（三）電信為替証書の送達に関する法律關係（四）電信為替の証券的性質（五）電信為替金取立行為の法律關係（六）為替金受領に付て受取人乙者名義の証書受取欄偽造行使は有価証券の虚偽記入と目すべきや又は受取人名義の文書偽造行使と見るべきやの六段に分ち各項目に涉り詳細なる説明を与へ之に幾多の学説、判例を援て論及し終に「本問の法律關係を案するに電報の偽造行使と為替証書受取欄偽造行使とは縱令文書の名義人が同一なりと雖数回の連續偽造行使は単純の犯罪に非ず刑法第五十五条に依る連續行為を以て終局的に為替金を領得したるものなり依て冒頭の如く連續の文書偽

造行使に依る詐欺罪の牽連犯なりとし刑法第五十四条後段を適用して電報の文書的種類の区別に従ひ擬律処分すべきものとす」と論結せり、浩瀚三十頁に及ぶもの泉二博士の講評に「議論の形式複雑に失する憾なきに非ず且つ電信法との関係を説述する事尽ざる所ありと雖も大体より觀察すれば研究上の参考に資すべき一大雄編たるを失せす」と宜へなる哉